

フィンランドの両性平等の現段階と教育制度

橋本紀子

目次

はじめに

I. フィンランドの男女平等達成度と支援制度

- (1) フィンランドにおける女性と男性
- (2) 男女平等法と男女平等オンブズ、男女平等局

II. フィンランドの教育制度とジェンダー、社会階層

- (1) 学校と職業
 - ー子どもたちはどのように職業生活に入っていくかー
 - (2) 学校教育の実態
 - ー教育課程と評価システムー
 - (3) 成人教育
 - ー大人になっても何故学び続けるかー
- おわりに

はじめに

筆者は、昨 99 年 8 月、両性の平等を実現するために、全国の学校や地域でいろいろな実践をしている教師たち約 30 名とスウェーデン、フィンランド、オランダ 3 カ国に研修ツアーに出かけた。周知のように、北欧諸国は、本年 1 月に女性大統領が誕生したフィンランドを始め、両性の平等の先進国である。

筆者たちが訪ねたのは、高齢者センターなどの福祉施設、スウェーデン国有鉄道などの労働現場、性教育協会・障害者団体などの性と人権を問題にしている組織、男女平等委員会と男女平等オンブズ、機会均等協会などのように社会の男女平等度をチェックし促進する官と民の機関、左翼連合のような政党、さらに中等学校での授業参観、国立教育局訪問などのように学校教育に関係するところである。

筆者たちが、このようにさまざまな施設や団体・機関を訪れたのは、言うまでもなく、各国が、学校や職場、家庭、地域でどのように両性の平等を実現しつつあるのか、それを実現するための、どのようなシステムを持っているのか、その活動内容はどのようなもので何を課題としているのかを限られた日程の中で、できるだけトータルに捉えたいと考えたからである。このように他国の例にも学びながら両性の平等社会実現の見通しを持つことは、私たちが日本で現在追求しつつある両性の平等教育、ジェンダー・バイアス・フリー教育の内容を確かなものにしてくれると考えられる。換言すれば、学校における両性の平等教育とは、そのような平等実現のための政治、社会過程と相互に関連し合ってこそ、ほんとうの教育力を発揮するのだと言える。

筆者は、この研修ツアーで、北欧の両性の平等問題は、各構成員の連帯意識を基盤にして形成された社会の中で、個を尊重し各人の要求を可能な限り保障しようと言う政治が行われているところで取り組まれているのだということを再認識させられた。その詳細については、『両性の平等と性の教育研修ツアー報告集』¹⁾に述べられている。したがって、本稿では、研修ツアー終了後の単独調査の際に収集した資料にもとづいて、1999 年 7 月～12 月まで EU の議長国をつとめたフィンランドを中心に、彼等の社会の男女平等達成度とそれを促進する法制度と機関について、さらに教育制度とその内容について検討したい。とりわけ、教育制度の点では、わが国の長びく不況が女子学生の就職難や高校生も含む青年全体の不安定雇用を増大させている現在、フィンランドの学校教育と青年の自立との関係、すなわち、青年の職業生活への移行

はどのようになされているのか、さらに、その後の成人教育はどのようなものかに注目して考察したい。

I. フィンランドの男女平等達成度と支援制度

(1) フィンランドにおける女性と男性

全人口 520 万人のこの国の 60 %が都市部に居住している。1999 年の同国のジェンダー統計²⁾によれば、女性と男性の状況は以下のようなものである。

①婚姻、出産、家族

1997 年段階では、女性の初婚年齢の平均は 28 歳で、第一子出産は 27.7 歳である。これは、同棲形態が一般化し、出産後に婚姻届を出すことの反映でもある(図 1)。また、婚姻外の出産も 37 %になっている(図 2)。出生率も 20 世紀初頭の約 5 人から 98 年現在 1.7 人に減少しているが、日本の 1.38 にくらべ出生率は高い(図 3)。一人世帯の割合も 35 %と EU 諸国の中でスウェーデンと並んで最も高くなっている(図 4)。98 年段階で、夫婦と子どもという家族形態をとっているのは全家族数の 38.7 %でしかない(同棲形態を入れても 45.6 %)。しかし、子どもがいなくても婚姻形態にある夫婦が 30.1 %おり、合計すると 68.8 %と約 7 割が婚姻制度の下で家族を形成している。このように、デンマークやスウェーデンなどの他の北欧諸国よりも従来の婚姻制度が、まだ維持されているが、フィンランドも事実婚や一人世帯の増加が特徴的な社会となっている(表 1)。

②保育、教育

現在、育児休暇全体は、44 週(263 労働日)であるが、最初の 18 週(105 労働日)は母親のため、次の 26 週(158 労働日)は両親のどちらかが選択できるようになっている。つまり、母親がそのままずっとでも、父親がずっとでも、あるいは途中での交代も可能というものである。この他に、父親は、6～12

労働日の父親休暇を出産直後にとれ、また、両親休暇期間内にこれとは別に 6 日間父親休暇をとれることになっている。

1998 年に育児休暇を取った女性は 98,900 人、男性は 40,500 人で、その手当金(各人の収入によって違う)の平均は女性 1 日約 4,000 円、男性 1 日約 7,500 円である。これは、彼等の平均収入の 66 %にあたる³⁾。さらに、父親のための休暇をとった人は 33,300 人である。

この他、保育に関しては公立の保育園や民間の保育ママ制度があるが、これには 0～6 歳児だけではなく、7 歳以上の子どもの学童保育も含まれている(表 2)。

また、フィンランドの就学始期は 7 歳で、それまでは大部分の子どもが保育園に通っている。従来、この国の保育園は女性の労働権を保障し、労働と家庭生活を調和させるといふ目的を持って発達してきたが、就学前教育としての幼稚園の発達は遅れ、急速にのびたのは 90 年代後半になってからである。

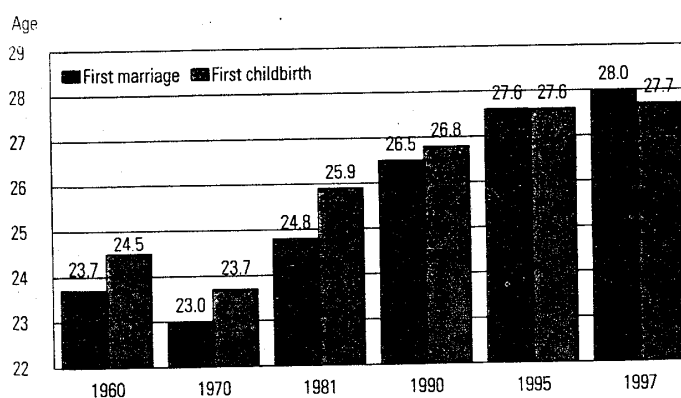
就学前教育プログラムを受けている子どもは 98 年現在 124,600 人で、そのうちの約 94 %が保育園で、6 %が小学校でこの教育を受けている。98 年現在、6 歳児でこの教育を受けているのは 70 %である。

また、40 歳以下の年代では女性の方が高学歴となっているが、その点も含めて、教育分野のジェンダー統計は後述する。

③雇用

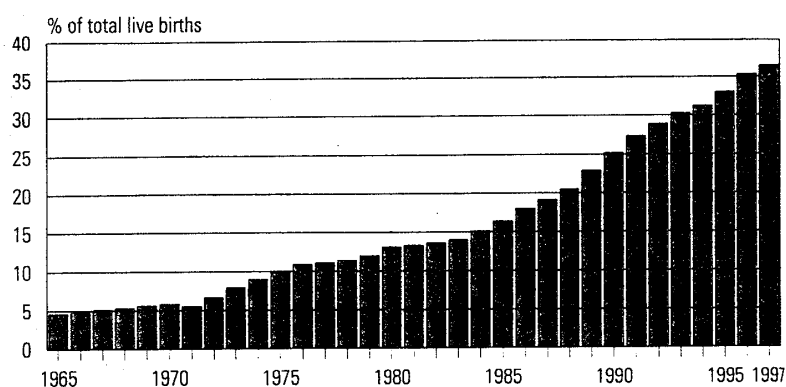
表 3 にみられるように、98 年の雇用労働者中に占める女性の割合は 47 %、フルタイム職中に占める女性の割合も 45 %というように男性とほぼ同様の働き方をしている。女性が多く働いているのは公共部門で、特に地方行政では 76 %を占めている。これに比して、民間部門に占める女性の割合は 39 %と少ない。職業上の地位に関して言えば、高給雇用労働者は、男女比が、57 % : 43 %のように近づいているが、女性が最も多く働いて

図1. 女性の平均初婚, 初産年齢 1960—1997年



Source: Population Statistics, Statistics Finland

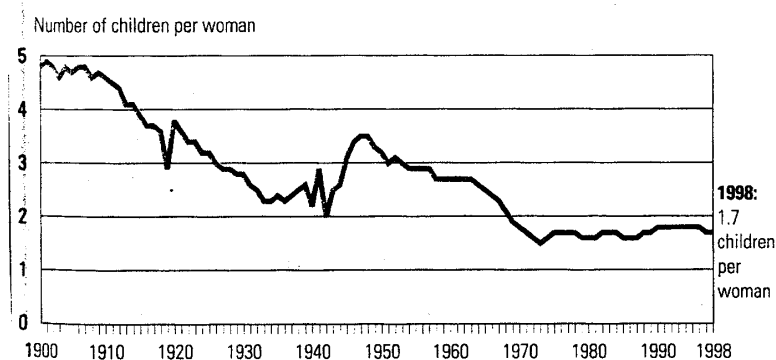
図2. 婚外出産の割合 1965—1997年



Cohabiting becomes more common in the 1980s. First childbirth often takes place before contracting marriage. 50 % of the first-born were born outside marriage in 1997.

Source: Population Statistics, Statistics Finland

図3. 合計特殊出生率(女性1人の出産する児数) 1990—1998年

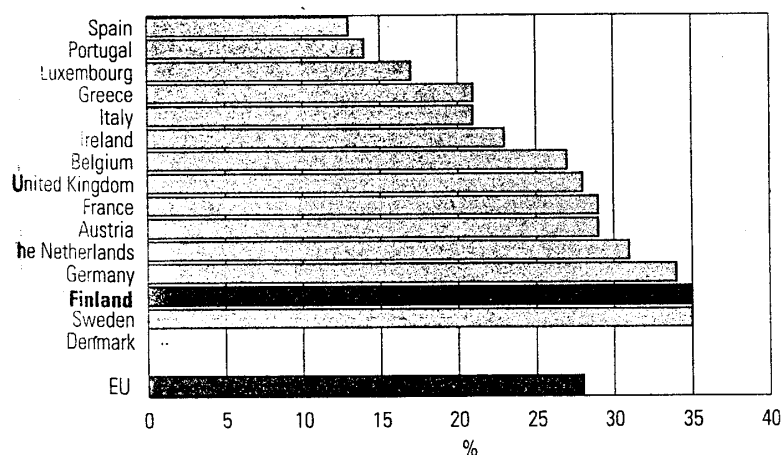


- 85 % of women aged between 40 – 49 have given birth to a child
- mothers aged 40 – 49 have given birth to an average of 2.2 children
- women aged 40 – 49 have given birth to an average of 1.9 children

Source: Population Statistics, Statistics Finland

フィンランドの两性平等の現段階と教育制度

図4. EU諸国における一人世帯の割合 1995年



Source: Living conditions in Europe, Eurostat

表1. 類型別家族数及び割合 1998年

Families by type, 1998

	Total	Families with children aged 0-6	Families with children aged 0-17	Persons per family
Number of families	1 393 793	300 989	625 392	2.9
Family type (%)				
- Married couple without children	30.1	-	-	2.0
- Cohabiting couple without children	10.8	-	-	2.0
- Married couple with children	38.7	65.8	67.0	3.9
- Cohabiting couple with children	6.9	20.2	14.3	3.6
- Mother with children	11.5	13.2	16.4	2.5
- Father with children	2.0	0.8	2.3	2.3
Total	100	100.0	100	

Source: Population Statistics, Statistics Finland

表2. 公立保育園及び民間保育ママ制度の利用児数と同世代中の割合 1997年

Children in day care, number and proportion (%) of all within age group

Children's age	Full-time home care				Part-time day care			
	Municipal day care		Private home day care		Municipal day care		Private home day care	
	Number	%	Number	%	Number	%	Number	%
0-6 years	108 796	24	66 785	15	26 626	6	7 356	2
7 years and over	937	1	687	1	4 686	7	3 754	6

*) Preliminary information

Source: Statistics on municipal activities, Statistics Finland

表3. 15～74歳男女の労働市場における数と割合1998年

	1000 persons			Proportion (%)		
	Total	Women	Men	Total	Women	Men
Aged 15-74 years	3 878	1 951	1 927	100	50	50
Not in the labour force	1 370	761	609	100	56	44
In the labour force	2 508	1 190	1 318	100	47	53
– employed	2 222	1 048	1 174	100	47	53
– unemployed	285	142	143	100	50	50
Activity rate, %	65	61	68			
Unemployment rate, %	11	12	11			
Employed	2 222	1 048	1 174	100	47	53
Working time						
– part-time work	253	167	86	100	66	34
– full-time work	1 968	881	1 087	100	45	55
Unknown	1	0	1	100	38	63
Employer						
Private sector	1 588	615	973	100	39	61
Public sector	630	430	199	100	68	32
– local government	480	364	117	100	76	24
– central government	149	67	83	100	45	55
Unknown	46	23	23	100	50	50
Occupational status						
Self-employed persons and unpaid family members	317	105	211	100	33	67
Employees	1 905	942	963	100	49	51
– upper salaried staff	436	188	248	100	43	57
– senior officials and upper management	92	21	71	100	23	77
– lower salaried staff	732	521	211	100	71	29
– wage earners	727	230	497	100	32	68
– unknown	11	4	7	100	36	64
Unknown	1	0	1	100	38	63
Industry						
Agriculture and forestry	144	47	97	100	33	67
Manufacture, construction	613	148	465	100	24	76
Services	1 457	850	608	100	58	42
Industry unknown	8	3	5	100	41	59
Actual hours worked (mill.)	3 912	1 668	2 244	100	43	57

Source: Labour Force Survey, Statistics Finland

図6. 経済的活動別による15～64歳人口 1998年

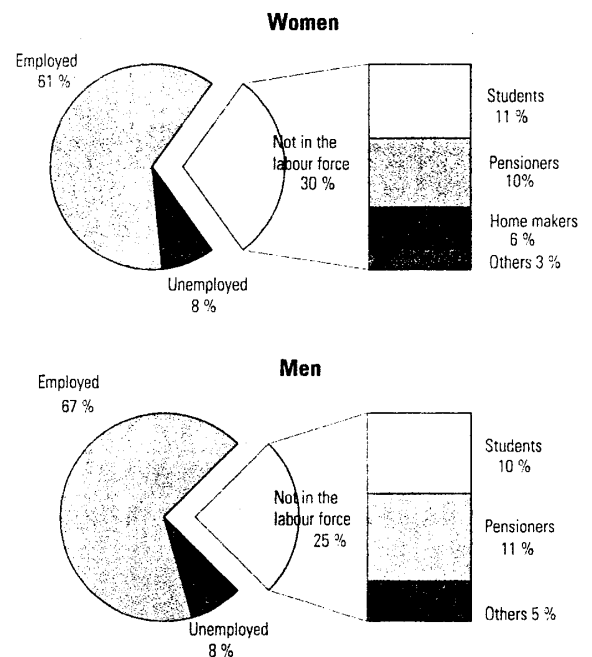
図5. 女性／男性の支配的な産業
(産業における雇用労働者の割合) 1998年

	Women	Men	Women	Men
Social work activities	92	141 900	12 600	
Health activities	85	134 900	24 300	
Hotels and restaurants	69	48 600	21 500	
Finance and insurance	67	31 000	15 000	
Education and research	67	103 700	50 200	
Other community and personal services	60	71 400	47 600	
Real estate, renting and cleaning services	55	30 400	25 000	
Public administration and defence	50	56 300	57 000	
Trade	48	127 900	140 600	
Communications	43	22 100	29 300	
Technical and business services	38	56 100	91 600	
Agriculture, hunting and forestry	33	47 100	96 600	
Manufacturing	29	138 100	336 500	
Transport	21	25 200	93 000	
Construction	7	9 800	128 800	

0% 20% 40% 60% 80% 100%

Standard Industrial Classification 1995

Source: Labour Force Survey, Statistics Finland



In 1998, the proportion of women of the total labour force of 2.5 million was 47.6 per cent.

Source: Labour Force Survey, Statistics Finland

いる低給雇用労働者の男女比は、29 % : 71 %のように女性が圧倒的に多くなっており、男女の賃金格差の一原因となっている。

さらに、図 5 にみられるように、職種上の偏りもあり、女性は社会事業、保健、ホテル・飲食、金融・保険、教育・研究などで多く、男性は運輸、製造、農林業、商工業などで多く働いている。この職種上の偏りも賃金格差の一大要因である。

15 ～ 64 歳の男女では、男女とも 60 % 以上が雇用労働者であり、働いていない場合でも学生、年金生活者などである。女性の場合のみ主婦というのが 6 % ほどいるが、きわめて少ない数である（図 6）。図 7 にみられるように、フィンランドの女性は一生を通じてほぼ男性と同じようなフルタイム労働に従事していることが知られる。

これに対して、EU 諸国やそれ以外の北欧諸国では、97 年の女性のパートタイム割合が 30 ～ 60 % 台にもなる。たとえば、デンマーク 34 %、スウェーデン 41 %、オランダ 68 %、ノルウェー 47 %、アイスランド 48 % というように。これに比べるとフィンランドの 16 % というのはきわめて少ない（表 4）。

オランダの場合、男性も含めてパート率が高いが、パートの労働条件を改善し、パート化を促進することで失業率を減らす効果を上げてきている⁴⁾。しかし、パート職を選択する女性の多くが家事・育児との両立を目的にしていることからみて、日本にもみられる性別役割分業を前提にした働き方であると言える。

しかし、フィンランドでも高学歴であっても、家事・育児にまだより多くの負担を持つ女性の方が、どの教育レベルの卒業者においても男性より少ない収入となっている。96 年現在の平均賃金は男性の 80 % である（表 5）。日本の現状からすれば、結果としての平等を確実に手にし始めているという数字ではあるが、男女の格差は依然として存在してい

る。

④政治

1906 年にヨーロッパではじめて女性の参政権を得たフィンランドだが、国政選挙で女性が 30 % 台を占めるようになったのは 1980 年代に入ってからであり、99 年の総選挙では 37 % を占めたが、これはスウェーデン、ノルウェーに次ぐ高さである（表 6）。内閣 18 人のうち、女性大臣は 8 人で 44.4 % を占め、各種委員会で女性は平均 38 % を占めている（表 7、図 8）。具体的な政策を決定する場合である各種委員会に占める女性委員はまだ 4 割弱であることや、産業や職業上のジェンダー格差を反映して委員会によってジェンダーに偏りがあることなどが問題となっている。

しかし、左翼連合党のように党首が 36 歳の女性経済学者（現大蔵大臣）であったり、99 年の国政選挙で 30 歳以下の候補者の 70 % が女性だったことなどに示されるように、若い世代の女性たちの間に政治参加の強い傾向をみることができる⁵⁾。

以上のように、日本とは比較にならないほど両性の平等が進んでいるフィンランドで、これを維持し、さらに促進させるためにどのような制度が作られているのだろうか。

（2）男女平等法と男女平等オンブズ、男女平等局

①男女平等オンブズの役割と活動

フィンランドでは 1960 年代後半に、男女の役割論争が多くの国民の参加を得て行われ、女性の国政選挙での躍進が始まった。

72 年に社会保健省の下に男女平等委員会が作られ、男性もとれる育児休暇制度の導入や多様な保育形態の創出など、社会の中で、男女平等を実質化するためのシステム作りにも大きな影響を与えた。

86 年に男女平等法が成立し、それに伴って男女平等オンブズと男女平等局が設置された。現在、オンブズには 6 人の弁護士が専任

表4. EU諸国とそれ以外のいくつかのヨーロッパ諸国

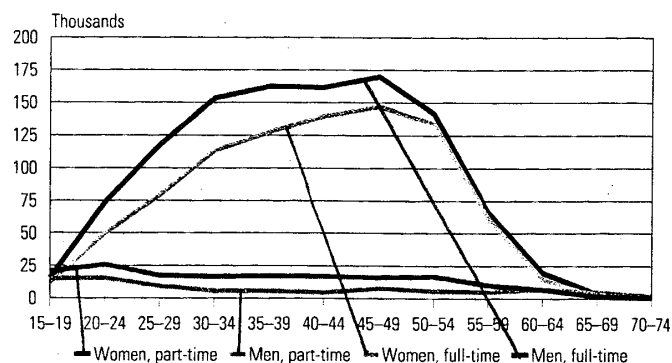
におけるパート従業員の割合 1990, 1997年

Percentage of persons in employment working part-time

	1990		1997	
	Women	Men	Women	Men
Greece	8	2	8	3
Italy	10	2	14	3
Portugal	9	3	15	6
Finland	9	4	16	8
Spain	12	2	17	3
Luxembourg	17	2	21	..
Ireland	18	3	23	5
Austria	16	2	29	4
Belgium	26	2	31	3
France	24	3	31	5
Denmark	38	10	34	12
Germany	34	3	35	4
Sweden	42	8	41	9
United Kingdom	43	5	45	9
The Netherlands	59	15	68	17
EU-15	28	4	32	6

Source: Labour Force Survey, Eurostat

図7. 労働形態(フルタイムかパートタイムか)及び年齢、性別グラフ 1998年



Source: Labour Force Survey, Statistics Finland

	1990		1996	
	Women	Men	Women	Men
Liechtenstein	33	2	..	..
Norway	48	9	47	9
Iceland	48	9	48	12

Source: Living Conditions in Europe, Eurostat

表5. 学歴別正規雇用者の月収 1996年

Level of education	Monthly earnings FIM/month		Women's earnings as a percentage of those of men
	Women	Men	
Primary level	9 133	11 133	82
Lower level upper secondary	8 864	11 115	80
Upper level upper secondary	9 839	12 662	78
Lowest level tertiary	10 976	15 086	73
Lower level tertiary	12 883	14 628	88
Upper level tertiary	15 045	19 141	79
Doctorate level or equivalent	18 294	21 473	85
Total	9 883	12 426	80

Lower level upper secondary = e.g. dressmaker, hobby instructor, ADP terminal operator, building draughtsman, bus driver, practical children's nurse, mechanic, cook

Upper level upper secondary = e.g. diploma in business and administration, technician engineer, practical nurse (2.5 years), hairdresser (3 years)

Lowest level tertiary = e.g. translator's diploma (2 years), bachelor of arts, comprehensive school class teacher, academic secretary, librarian, engineer (post-1990)

Upper level tertiary = e.g. master of arts, economics and business administration, economics, social sciences, technology, architecture, licentiate in medicine

Doctorate level or equivalent = e.g. licentiate in philosophy, doctor in philosophy, licentiate in arts, laws, economics and business administration, social sciences and doctor of medicine specialist doctor in medicine (6 years)

Source: Structure of earnings statistics, Statistics Finland

フィンランドの両性平等の現段階と教育制度

表6. 1999年の国政選挙における政党別候補者数と当選者数

	Candidates			The Elected				
	Total	Women %	Men %	Total	Women Number %	Men Number %		
Total	1993	37.0	63.0	200	74 37.0	126 63.0		
Social Democratic Party of Finland	229	43.2	56.8	51	22 43.1	29 56.9		
Center Party of Finland	223	35.4	64.6	48	13 27.1	35 72.9		
National Coalition Party	221	42.1	57.9	46	17 37.0	29 63.0		
Left Alliance	212	38.7	61.3	20	6 30.0	14 70.0		
Green League	196	51.0	49.0	11	9 81.8	2 18.2		
Swedish People's Party in Finland	77	37.7	62.3	11	3 27.3	8 72.7		
Christian League of Finland	73	35.6	64.4	10	4 40.0	6 60.0		
Others	762	30.1	69.9	3	0 0.0	3 100.0		

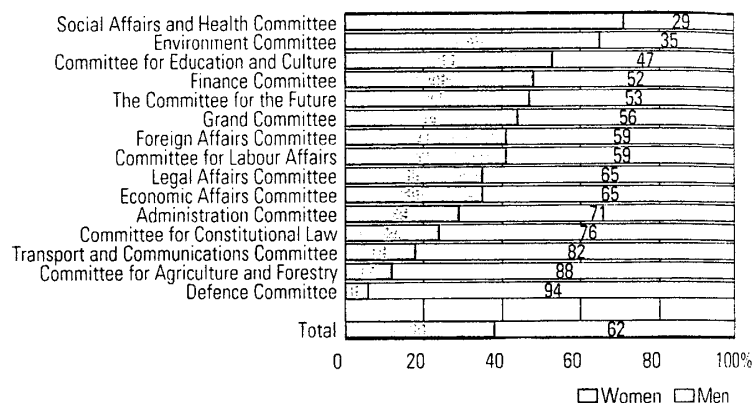
Source: Election Statistics, Statistics Finland

表7. 内閣の構成 1999年

	Total	Women	Men
Prime Minister	1	0	1
Ministry of Foreign Affairs	2	1	1
Ministry of Justice	1	0	1
Ministry of the Interior	2	0	2
Ministry of Defence	1	0	1
Ministry of Finance	2	1	1
Ministry of Education	2	2	0
Ministry of Agriculture and Forestry	1	0	1
Ministry of Transport and Communications	1	0	1
Ministry of Trade and Industry	1	0	1
Ministry of Social Affairs and Health	2	2	0
Ministry of Labour	1	1	0
Ministry of Environment	1	1	0
Total	18	8	10
Proportion %		44.4	55.6

Source: Prime Minister's Office

図8. 国会各種委員会の男女比 1999年



The Chairpersons of the committees comprise 5 women and 10 men and Vice Chairpersons also 5 women and 10 men

Source: Finnish Parliament

スタッフとしており、社会保健省の管轄下で、男女平等の啓蒙や普及宣伝、教育などを扱っている男女平等委員会と連携して仕事を進めている。

主な仕事は男女平等法が守られているかどうかを監視することと、この分野の弁護士を育成することにある。年間 200 件の苦情を受け付けているが、その中で労働条件に関することが 55 %で、賃金や昇給、育児休暇などの内容で訴えるものが多い。男性の訴えも全体の 40 %を占める。賃金差別など簡単なものは 1～2 カ月から 6 カ月ぐらいで解決するが、地位など身分や人権にかかわるものは長びいて 5 年以上かかることもある。

訴えにもとづいて、オンブズの担当者が企業に査察に行き、もしここで決着がつかない場合、刑事事件として警察に委ねることになる。これを扱うのが男女平等局なのだが、これはどの省にも属さない独立の機関で、商工組合、経営者協会、大学教授、弁護士などから成る。しかし、ここでは、これまで 1～2 の事例しか扱っていないと言われる⁶⁾。

②男女平等法の内容

1987 年に施行された男女平等法⁷⁾（「女性と男性の間の平等に関する法律」）は、95 年に改正されたが、25 条からなるコンパクトな法律である。

その目的は、性差別を防止し両性間の平等を促進することにあるが、この目的のために特に職業生活における女性の地位の改善をはかることが目指されている。

95 年の改正では、公共機関の男女比率の均等を保証するため、クオータ制条項が設けられた。すなわち、第 4 条では、「政府委員会、諮問委員会、その他の関連機関、及び地方議会を除く地方自治体組織において、どちらか一方の性が、少なくとも 40 %を占めなければならない」⁸⁾とされる。

雇用者は、これまでも、第 6 条で「仕事上の男女平等を意図的、系統的に促進しなければ

ならない」として、募集、採用、昇進時に両性を平等に扱うことや「男女に適切で、しかも仕事と家庭の調和を促進するように労働条件を改善すること」⁹⁾が求められていたが、新たに、職場内で被雇用者が性的にいやがらせを受けることがないように努めることも求められるようになった。

さらに、改正平等法では、平等促進のための積極的な対策が次のように求められている。

「常勤の職員数が 30 名以上の場合には、雇用者は、職場での人事・教育の年間計画あるいは労働者確保のための行動計画の中に男女平等を促す対策を盛り込まなければならない」¹⁰⁾

また、性差別の疑いがあると認められる場合には、雇用者は、問題となった処遇などについて被雇用者あるいは申立人に対して報告する義務を負う。この際、被雇用者の代表、すなわち職場代表は全員の賃金や雇用関係に関する情報を入手できる独立した権限を持つことも明記された。つまり、性差別賃金の存在が疑われた場合には、調査することができるようになったということである。

賃金差別があった場合の補償についても新たに規定されているが、雇用者は、差別を受けた職員に対して 15,600 ～ 51,900 フィンランド・マルッカ、日本円で 31 万 2000 円から 103 万 8000 円の範囲で補償しなければならないとされた（1 フィンランド・マルッカ＝20 円のレートで）。

この他に注目されるものとしては、雇用者が、誰かのあるポストに就けようとするとき、その人より優位の資格をもつ異性がいた場合、何故その人を選択したのかを合理的な理由に基づいて証明することができなければ、性差別をしたことになるという点が明記されたこと。さらに、性差別の例として妊娠出産を理由にした差別や性を理由にした賃金や役職上の差別、性的いやがらせ防止を怠った場

合、採用時に提示した労働条件を改悪する時、性を理由に解雇する時などのように具体的に禁止事項をあげていることである。

また、性差別でないものとしては、母性保護に関する場合と、男子のみの徴兵義務の実施などがあげられている。

この後者の点に関しては、95年4月にストックホルムで行われた北欧男性会議¹¹⁾で、男女平等に反する制度だとして指摘され、現在、スウェーデン、フィンランド両国は、女性も軍隊に入ることができるように法改正が行われたが、男子の徴兵制は依然として続いている。

12条以降は、男女平等法の実施をめぐる具体的方策について規定している。たとえば、性差別に対する補償のための訴訟手続きについてとか、裁判所は補償に関する件で男女平等局に意見を求めることができるなどである。また、男女平等オンブズと男女平等局はこの男女平等法の遂行を監督する立場にあること、したがって、同法の遂行上必要なあらゆる情報を行政からまた個人から受け取る権限があることなども明記されている。

このように、男女平等オンブズの査察権は強力で、職場にもそれは適用される。また、一般的な性差別に関する事例や職場における性差別、募集時の性差別に関する事例などを男女平等オンブズや中央経営者協会、商工組合が互いに異なった見解や實際上逆の立場から、男女平等局に提訴することができる。もし、ここでの決定に不満であれば、行政最高裁判所に控訴することもできるということなどが明記されている。

以上のように、フィンランドの男女平等法は主に労働・職業生活における性差別の禁止と平等の促進、労働と家庭生活の調和の確保に焦点がおかれている。ここに示されるように、同国では、社会における男女平等の達成のためには、職業生活における女性の地位の改善と性差別の禁止、平等の促進が最重要課

題であると考えている様子をうかがうことができる。

II. フィンランドの教育制度とジェンダー、社会階層

(1) 学校と職業

一子どもたちはどのように職業生活に入っていくか一

①教育改革と学校における男女の割合

一般に学校制度は歴史的には複線型一分岐型一単線型と推移し、それに連れて教育の平等が拡大したと考えられている。ちなみに、複線型は、初等教育から階級や性によっていくつかの学校系列が分かれて併存するタイプで、分岐型は初等教育または義務教育段階までは共通だが、それ以後はいくつかの学校系列に分化するもの、単線型は学校系列の分化がなく、上級学校への進学機会は下級学校卒業生すべてに開かれているタイプをさすものである。

しかし、西ヨーロッパ諸国では、1960年代～70年代の極端な単線型志向の教育改革によって職業教育が軽視された結果、青年の失業が増大したという議論が起こり、90年代に入って学校と職業の関係が再度、問われることになった。

こうして、公式に学校と企業が連携して従業員を職務に就かせたまま行うOJT (On the Job Training) をすすめているドイツや学校教育の外側であっても企業内教育が発達している日本、職業学校に通いながらその間に企業でも働くが、そこでの訓練内容などは学校が管理しているスウェーデンなどの方式が注目されるようになった¹²⁾。

フィンランドの場合は1970年に総合義務教育法ができるまで、主に親の職業や社会階層によって進学先が決まる複線型の教育制度であり、中等教育の普及は遅れていた。70年代に単線型に切り替えるため、いろいろな改革が進められ、図9のような教育システム

に変わった。このシステムでは、後期中等教育に普通学校と職業学校（日本の普通高校、専門学科高校に相当する。以後、普通高校と職業高校と表記）を位置づけているが、職業高校卒業者は職業カレッジにも進学できるようになっている。つまり、制度的には古い職業教育の機能を温存した分岐型を示していると考えられる。こうして、90年代には後期中等教育は、図10にあるように、普通教育（普通高校）の方が職業教育（職業高校）より多くなった。これは女生徒の普通高校進学率の上昇にもよる。事実、98年には、この普通高校（ルキオ）の在籍生徒数の56.9%が女性で Matriculation Examination 合格者の58.5%が女性であった。職業高校や職業カレッジの約半数の学生も女性である。

表8、図11にみられるように、大学も含めた中等後教育卒業者数の約6割が女性によって占められるが、博士号取得の女性は4割であり、専攻にはジェンダーの偏りがある。ただし、大卒男子の支配的な専攻分野は技術、建築、都市計画、自然科学、数学だけである。また、小学校から大学までの教員には役職面も含めてジェンダーの格差がある（図12,13）。日本と異なる点は高校や職業、専門カレッジまで含めて女性教員の方が多いということ、同じ点は、校長や教授などは技術カレッジをのぞいて男性が多数（64～86%）を占めるという点である。ちなみに、1996年の総合制学校の教員は常勤4万人、パート2,000人弱であり、そのうちの68%が女性教員、29%が女性校長ということである。

②学校から職業生活への移行

青年の労働市場参加の年齢は以前より高くなっている。1970年には18歳で50%が仕事に就いていたが、95年には21歳で50%が働くようになっている（図14）。

95年には、男性は19.5歳で、女性は23歳で50%が労働者になった。就労率は男女とも同じようなカーブをとるが、35歳段階で

も女性8割、男性9割の労働者で、男性の方が多く働いている。これは女性の方が長く教育を受けたり、子育てをしたりすることの反映でもある（図15）。

中等教育段階から学生たちは休暇を利用したりして、さまざまな職種のアルバイトをする。学校のプログラムやカリキュラムの中にも工場や事務所での実習が多く取り入れられるようになってきている。ドクターコースの学生は66.1%が通年働く仕事を持つようになる。

学生時代に働いていたアルバイト先で認められて、正規に採用されていくというようなケースが多く、大学生（修士課程まで含まれている）のままで働きながら、論文を出し、学位を取って卒業し、職業人になっていくため、この移行には長い期間がかかる。

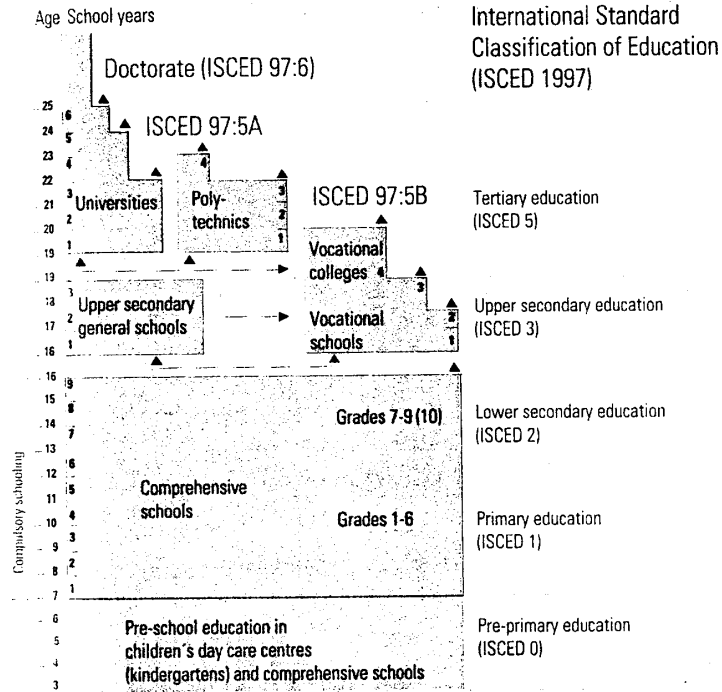
1980年に Matriculation Examination に合格し、15年後の95年までに取得した資格別に、現在就職しているかどうかを見ると、仕事に就いている者は70～80%で、修士課程レベルの学位取得者が最も就職率が高い（表9）。1980年頃、高校卒業者は90%を越えていたが、15年後には、そのうちの32%強が職業カレッジ卒業の資格をもち、ついで、修士課程卒が25%弱を占め、大卒と技術専門カレッジをあわせて11%弱を占めるにすぎない。この表から、大学に行くコースをとる者の多くが修士課程までいくようになっていることが知られる。

さらに、女性の専攻者が多い文学修士より工学修士の方が卒業と同時に8割以上就職できるのに対して、文学修士は5割以下しか就職できない。ここには就職の際の専攻、ジェンダー問題などがあるのではないと思われる。

しかし、文学修士もじりじりと就職率をあげ、10年後には85%強が就職していつている。このように、女性たちも35歳くらいまでかけて、徐々に職業人へと移行しているこ

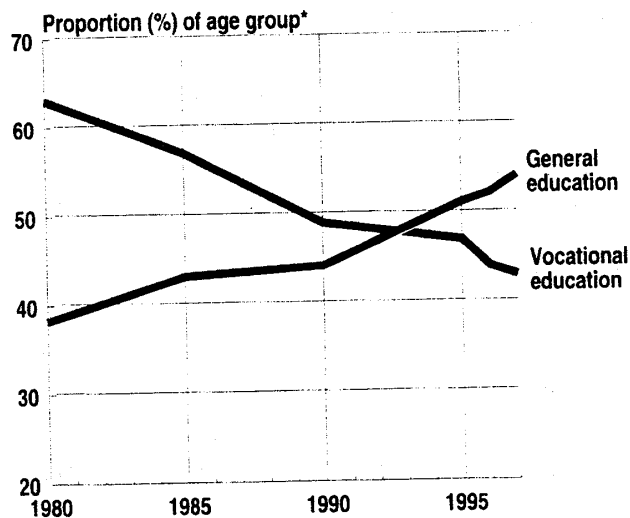
フィンランドの両性平等の現段階と教育制度

図9. フィンランドの学校教育制度 1998年



Source: Educational Structure of Population by Municipality 1997, Statistics Finland

図10. 後期中等教育学校種別卒業率 1980—1997年



*Sum of net graduation rates for all single ages between 17 and 49

Source: Statistics Finland

表8. 中等後教育(高等教育)の学校種別女性卒業者の割合 1975—1997年

	Vocational college qualifications	Lower university and polytechnic degrees	Higher university degrees	Doctorate-level degrees (doctorates and licentiates)	Total
	%	%	%	%	%
1975	57.4	50.3	37.1	18.2	50.8
1980	58.4	51.2	43.4	21.9	53.1
1985	63.4	45.1	47.5	29.3	56.4
1990	62.4	42.8	51.7	31.8	56.2
1995	66.7	48.9	54.4	39.3	59.4
1996	65.7	52.0	56.6	40.3	59.5
1997	66.8	55.7	57.3	40.0	60.4

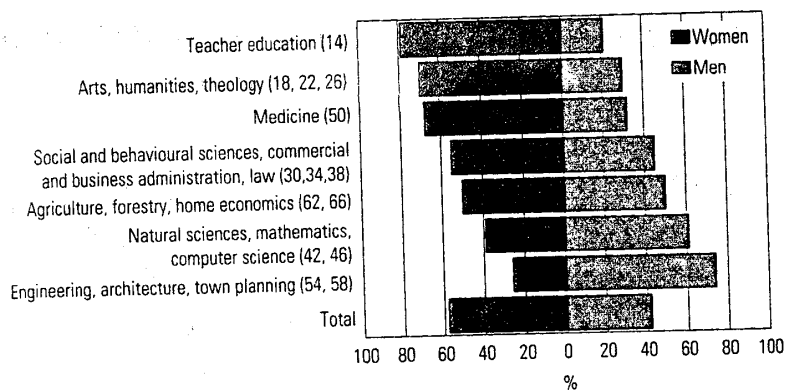
Source: Statistics Finland

表9. 1980年に普通高校(ルキオ)を卒業して15年後に行っている主な活動

	Same qualification as in 1980 (Matriculation examination)		Qualification obtained in 1995					Total
			Upper secondary vocational educational qualification	Tertiary educational qualification Vocational colleges	Lower university or polytechnic	Higher university	Doctorate level	
Holders of qualification	%	17.0	13.8	32.1	10.7	24.9	1.5	100.0
		4 670	3 791	8 792	2 923	6 835	418	27 429
Main activity in 1995	%		%	%	%	%	%	%
Employed		70.5	75.0	80.5	82.9	87.3	85.9	80.1
Unemployed		11.3	9.6	7.7	6.7	4.3	2.6	7.6
Students		7.6	6.0	3.8	4.1	3.7	5.3	4.8
Others		10.6	9.3	8.0	6.2	4.7	6.2	7.6
Total		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

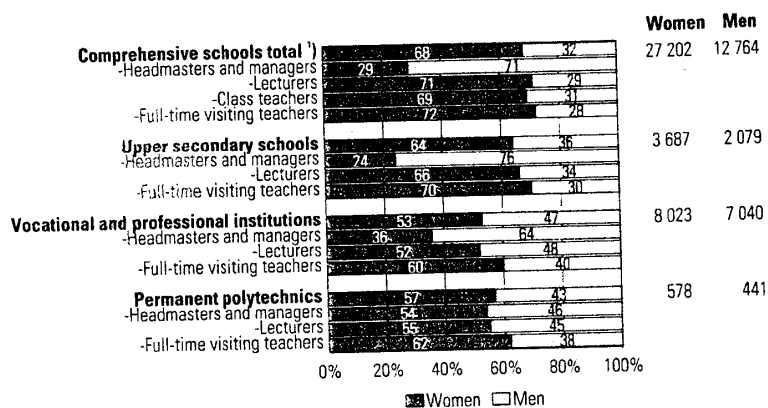
Source: Statistics Finland

図11. 専攻別, 男女別大学卒業者の割合 1997年



Source: Education Statistics, Statistics Finland

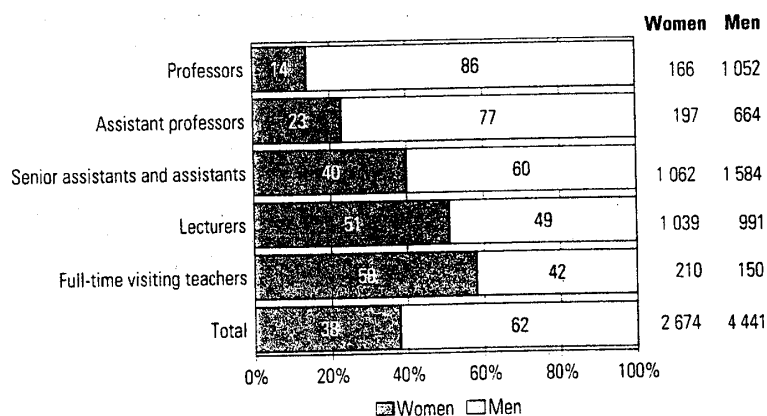
図12. 総合制学校, 高校, 職業, 専門, 技術カレッジ教員のジェンダー比率 1996年



¹⁾ Incl. educational institutions, e.g. traineeship schools, for which distribution between upper and lower secondary level teachers is not available. The total number of such institutions is 24 and teachers in them number 1207.

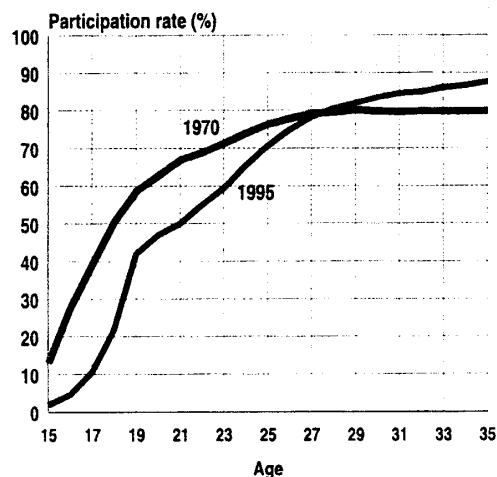
Source: Educations Statistics, Statistics Finland

図13. 大学教員のジェンダー比率 1996年



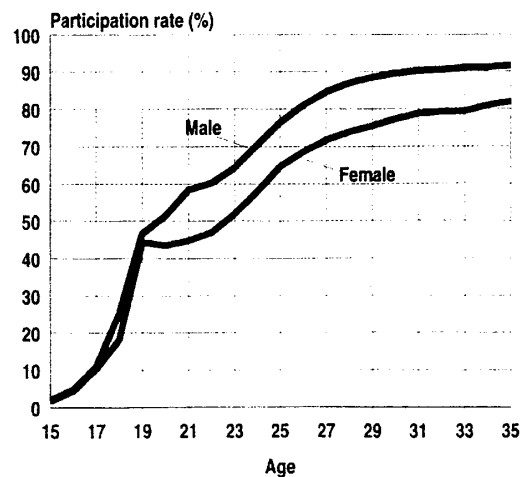
Source: Educations Statistics, Statistics Finland

図14. 青年の年齢別就職者の割合 1970—1995年



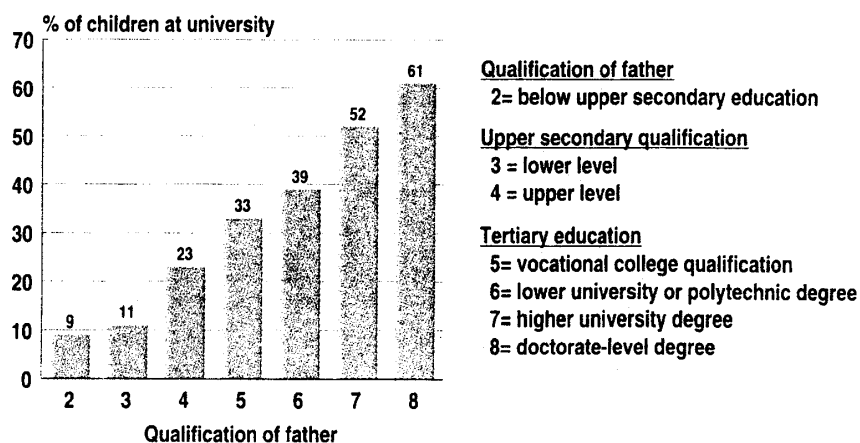
Source: Statistics Finland

図15. 青年の年齢別、性別就職者の割合 1995年



Source: Statistics Finland

図16. 20—24歳の学生の父親の学歴別割合 1995年



とが知られる。この期間に出産したり、子育てがあつたりなど各人のたどるライフコースは多様であることが考えられる。

また、表 9 で 1.5 % と少数者であつたドクターコース卒業生の年収は 10 年後には総合制学校卒業生の約 3 倍となり、彼等の就職先の 63 % が国立、15 % が公立、22 % が民間というような偏りがある。全体の平均は国立 9 %、公立 24 %、民間 67 % に就職していることと較べるとその偏りはきわめて大きい。

これは、ドクターコース卒業生の大半が、大学や研究機関などに就職しているが、その大学のほとんどが国公立であることと関係がある。

以上のように、フィンランドの教育水準は 90 年代に入って、若い世代を中心に急激に上昇し、しかも女性の方が男性より教育水準が高くなっている。これは産業構造の変化により高等教育レベルの職業が急増したことも反映している。(フィンランドは国民の 6 割が多様な機能のついた携帯電話を持つほどハイテク産業の成果が国民生活に浸透している)

また、父親の教育水準が子どもの労働市場の地位にも影響する。父親が大学卒業生であれば、20 ～ 24 歳の子どもの 59 % が高等教育機関の学生で、その他 26 % が雇用されており、失業者は 10 % と少ないなどの現象もある。さらに、図 16 のように修士以上の学位をもっている父親のいる 20 ～ 24 歳の青年の 50 % 以上が大学生であるという結果がでている。

日本社会と類似した学歴、資格取得による社会的ポストの確保という構造になっているが、日本でも生じている競争社会のひずみは現れていないのであろうか。日本と違う点はどこにあるのだろうか。この点に留意して、次にフィンランドの評価システムを含めて、実際の教育がどのように行われているか、検

討していきたい。

(2) 学校教育の実際

－教育課程と評価システム－

①教育課程の編成原理と教科書、教材

現在のフィンランドの教育システムは図 9 のように 7 歳から 16 歳までの義務教育である総合制学校の上に、2 ～ 3 年制の後期中等教育があつて、さらに、職業、技術系のカレッジと大学、大学院の高等教育があるという形態をとっている。

1972 年から 77 年にかけて総合制学校の改革が行われたが¹³⁾、この改革を支えているイデオロギーのひとつが機会均等であつた。すなわち同一のカリキュラムと平等の教材、設備などは、ジェンダー、社会階層、地域のいかにかわらず、すべての子どもに提供されなければならないという考えである。このように、総合制学校は出発当初から教育における平等を目標にしてきたが、その主要な基準が上述の 3 つの視点、地域、階層、ジェンダーであつた。ただし、この時点では、ジェンダーの不平等はフェミニズムの視点から特別に注目されたわけではなく、機会均等の結果として、7 ～ 16 歳の子どもたちは共通のコア・カリキュラムを男女共学で行うことになった訳である。ジェンダー視点からの見直しが始まるのは、総合制学校法の目的に男女平等の推進が掲げられ、文部省によって教育の機会均等委員会が設置されて、両性の平等教育の研究と対策が行われるようになった 1983 年からである。

しかし、80 年代のフィンランドのカリキュラムについての文書には、主に体育、家庭科、技術などの履修をめぐる、男女特性論を前提にした機会均等論も含まれるなどの問題点を残していた。また、女子、男子という名称の代わりに生徒を用いるなどのように子どもたちを中性的に扱うことで、現実にあるジェンダーの不平等と、それを変えようとする

る議論をおさえ、差別を隠蔽する役割を果たすジェンダーの中性化も起きている。

このような、80年代の機会均等理解とジェンダーの中性化傾向は、学校における平等推進の実践には結びつかず、むしろ、科目の選択、行動における男女生徒の違いというようなジェンダーの相違を生物学的な性差にもとづく自然なものともみなす教師の傾向を助長するものとなった¹⁴⁾。

94年に国立教育局が出版した『総合制学校のカリキュラム編成』は、有効な価値の趨勢についての解明と認識が、学校とカリキュラム作成のための重要な出発点であるとして、真、善、美という古典的な価値から近代の諸宣言に至るまでの基本的な価値観に言及する。そして、性、人種、富の違いを越えた人々の中の平等という考えは、現代の有効な価値についての討議の出発点のひとつとなるであろうと、そこからカリキュラム編成の原則に対する示唆を得ている¹⁵⁾。

この後にカリキュラム編成上の具体的指針があげられているが、その中のひとつで‘市民社会の一員となるように育てる’という項目がある。ここで、両性の平等は学校の価値基準の重要な部分であるということが明記され、教育目的としてのこの両性の平等というのは男子と女子が家庭生活、労働生活、社会生活において平等の権利と責任を持てるように平等に教育されることを意味していると説明がなされている¹⁶⁾。

このようなカリキュラムの編成原理については、同年、国立教育局によって出版された『高等学校のカリキュラム編成』¹⁷⁾の中でも同様に認められるものである。

上述のような平等原則とそれを促進する学校の責任が述べられる一方で、同文書は、80年代に実施された教育の計画と決定および経済的運営における地方分権をさらに発展させ、以前より各学校の裁量権を拡大した。各学校はこれに基づいて、独自のカリキュラム

を生み出してきたが、この動向は、平等と質は矛盾するという市場の論理を背景に、教育政策の力点を平等より選択へと置き換えるものでもあった。

事実、この文書で提案された教育の質的改善の一側面は、「個性重視の教授」と「選択の自由の拡大」である。つまり、平等に代わって、質、選択、基準が強調されるようになっている¹⁸⁾。

以上のような教育の地方分権化の動向は教科書制度にも反映している。教科書は92年までは国立教育局で審査していたが、最近ではインターネットなどでいろいろな情報が発信されているので、すべての内容を審査することは不可能であるということで廃止になった。現在、教科書の執筆、出版は各学校で自由に行うことができるようになっている。その際、同局発行のカリキュラム文書や各教科書毎に出されている指導書を参考にすることができる。国立教育局は80年代には400ページにわたる分厚いカリキュラム編成を出版していたが、現在は総合制学校、高校それぞれ100ページほどに圧縮し、代わりに各教科の指導書を充実させるようにしている。この指導書は自治体でも出している。それらを利用して教科書を作成したり、市販のものを採択したりするのだが、その権限は完全に各学校にある¹⁹⁾。

教科書の出版は全国5社が主要に行っており、内容は執筆陣によって個性的なものとなっている²⁰⁾。教材は自由なので基本的には教科書がなくても授業はできる。また、教材に対する親たちからの批判や要望は各学校で解決することになっている

②評価システムと進路

教育の地方分権化の進展に伴い、教育実践に関する評価も各自治体と学校が、平等と有効性の観点から行うようになった。その際の平等の主要な評価基準は、目標の基準として先にあげた、地域、階層、ジェンダーである。

国立教育局は 96 年に『フィンランドの総合制学校における平等は事実か?』という小冊子を発行しているが、その中で、教育の効果を評価する際の基準の一つとして、「授業は男女間に平等を作り出すための積極的な目標を備えているか」²¹⁾という点があげられている。さらに、三つの評価基準からの教育効果は、学習結果の分析からもなされる必要があるということで、91 年と 95 年の数学、外国語、歴史、公用語（フィンランド語、スウェーデン語）などに関する全国規模の学習結果の分析に基づいた評価がなされている。ここで、各教科の有効性と平等の到達度に関する詳細を述べる余裕はないが、ジェンダー視点からの学習結果の検討が国の機関でなされている点が注目される。

96 年の新教育法によれば、自治体はその地域で行っている教育の効果を評価し、それを公刊しなければならない。そして、その評価の主要な位置を占めているのが学校の自己評価であるとされている²²⁾。この学校の自己評価によって各学校は自校に適したカリキュラムの発展を継続的にはかることができるのである。

また、総合制学校の場合、生徒の評価は在学中の評価と第 9 学年の最終評価の二つに分けられる。在学中の評価は平常点とその学年中のレポートから成るが、その目的は生徒を指導し励ますことである。これは学習経過の一部であり、生徒の潜在能力を発達させるものである²³⁾。

『総合制学校のカリキュラム編成』は、この点に関して次のように具体的に説明している²⁴⁾。

第 4 学年になると生徒は数字によって等級づけられた成績と言葉（文章）による評価を受けられるようになる。言葉による評価は、生徒の学習を援助するもので、評価の理由についての重要な情報をそれぞれの生徒に提供する。

評価はカリキュラムの目的の方向にそって、生徒の成長を促進することをねらいとし、教授方法のたゆまぬ改善を援助するものである。従って、生徒は総合制学校で与えられる教育のあらゆる側面で、前段階にもどる権利（feedback）がある。そして、それを保障するのが選択の自由の拡大であり、学校制度の柔軟さの拡大であるとして、評価形式における feedback にも注意を促している。

このように各人が自分のペースで学習することを保障するということは、評価方法や評価のための情報、教材も各人に適したものを必要とするということである。これとかかわって、保護者と共に行う評価の議論は学校の評価システムの重要な部分となりうるということも述べられている。以上のような各学年で得た成績とは違って、総合制学校終了時に取得した最後の成績は進学の際の選抜資料として用いられる。従って、異なった学校同士でも採点基準は同じでなければならない。この点を改善するために、国立教育局はすべての学校に共通する各教科の評価段階（grade）を決めるための基準を設定した。その基準は、共通の grade をつけるために必要な事項が述べられており、教師が生徒の到達度を評価する時に用いるもので、98 年に許可されたようである²⁵⁾。

98 年現在、普通高校（ルキオ）への進学率は約 60 % である。ルキオは高等教育進学の要件でもある Matriculation Examination（卒業時に行われる国家試験）に、合格するように一般教育を行う学校である。

その目的は、生徒に知性を授け、両性間の平等を促進し、若い世代の大人への移行を援助することである。フィンランドには約 450 のルキオがあるが、その大半は公立である。総合制学校終了の年の春学期に入学願書を出す、入学試験はない。出願したルキオで、定員以上に願者があった場合には、総合制学校の最終成績にもとづいて選抜される。

ルキオも総合制学校と同様、授業料はもちろん、給食、歯科も含む医療も無料である。教材だけは有料だが家から学校まで 10km 以上の場合、交通費も支給される。生徒は進路相談のために学習カウンセラー支援を受けられる。卒業のために必要な最低単位数は 75 単位である。その内訳は、必修単位が数学の短期と長期のコースによって違うが 45 ～ 49 単位で、特殊、専門単位が最低 10、残り 16 ～ 20 単位は選択によるというものである。ちなみに、1 単位は 45 分授業を 38 回行うことになっている²⁶⁾。

50 校のルキオは、芸術、体育、数学、科学、語学などに専門化した学校で、さらに 8 校のルキオは国際バカロレア (Baccalaureate) に合格するように英語で授業が行われている。その他の 1 校がドイツ (語) のルキオである²⁷⁾。

評価に関する学校の権限は法律の改正によって強化された。各教科の修了要件や評価段階は学校のカリキュラムで定められている。評価は、レポートやペーパーテスト、平常点や評価の討論、提出物などによって多角的に行われる。生徒の自己評価も考慮され得る²⁸⁾。ルキオでも、評価の目的は、生徒に自分の学習の進展を振り返らせることである。生徒の学習の進展状況を段階づける (grading) ことは評価の一結果である。段階づけは、カリキュラムに示された目的にもとづいているが、最良の可能な信憑性と公正さを目指さなければならない。こうして、生徒は現実的に自己イメージを発展させることができる。従って、生徒に評価基準について前もって知らせることや自己評価をするようにすすめることが重要である。

具体的には大部分の段階づけは、10 段階で行われ、4 以下は不合格、5 は劣っている、6、7 は普通、8 は良、9、10 は特に優れているというような評価が多い²⁹⁾。

ルキオの卒業は国家試験でもある

Matriculation Examination をもって完了する。

これは、高等教育入学の要件ではあるが、現在、これだけで入学できるところは、ほんの少しの分野であって、一般には各大学の入試に合格することも求められる。

また、この試験は文部省の管轄下にある大学入学試験局 (Matriculation Examination Board) によって設置され、調整される。これが、フィンランドの後期中等教育の統一評価を保証していると言える³⁰⁾。

このようなルキオを経過して大学ではなく、職業カレッジに進む者や、総合制学校卒業後、職業高校に進学して就職する者、あるいは職業カレッジに進む者などさまざまなコースをたどって若者たちは大人世代へと移行していくのである。

(3) 成人教育

—大人になっても何故学び続けるか—

1995 年に、フィンランドの成人の 48%、すなわち 160 万人が成人教育に参加した。女性の参加率は女性中の 53 % で、男性の 43 % より高い。このジェンダーによる差は 1980 年以来変わっていない。最も高い参加率の年代は 30 ～ 54 歳で同世代の 54 % を占める。なお、最も若い世代である 18 ～ 24 歳でも 42 % と高い参加率を示す。

全体として成人教育の参加率は教育達成度と著しく関連する。公的な成人教育に参加した人々は、さらにすすんだ個人的動機による学習手段によって学習を続ける。

日本と違って働き盛りの年代の男女が成人教育の中心をなしているのも、当然職業関連の教育内容が多い。このような特徴を持つフィンランドの成人教育の実情をフィンランド統計局によってなされた 1995 年の調査³¹⁾ (『ADULT EDUCATION AND TRAINING in Finland』1999) をもとに見ていくことにしたい。

①成人教育の参加状況

まず、成人人口の半数近い人々が、成人教育に参加しているが、その中身は、会社の研修が30%、成人教育センター主催が13%、組合、協会などが10%、職業学校9%、大学、夏期大学が4%を占める。つまり、この国の成人教育の多くは会社後援のものであり、成人教育の4/5のコースは、雇主の財政支援を一部または全部受けているものである。

したがって、企業の多い大都市ほど、中都市や田舎の地域より成人教育参加率は高くなっている。また、不況だった90年代初めに大量に失業者が生まれたため、90年以来成人教育は停滞したが、45～64歳の年長グループの参加は増大した。

②職業関連の成人教育

労働力の約43%が仕事に関連した訓練コースに参加し、賃金労働者の52%が会社後援のコースに参加している。有業者の参加者がより多いが失業者も参加している。また、女性の方が男性より多く参加している。

さらに、図17にみられるように、上級ホワイトカラー層の参加が最も多いが、ブルーカラー層の間で職業関連トレーニングへの参加が増大している。会社負担の成人教育でもより広い参加の平等に向かう傾向がある。

大きな会社ほど社員研修に熱心で、たとえば、500人以上の従業員のいる企業の会社員は、50人以下の場合よりほぼ2倍会社主催の研修に参加している。ここでの最も一般的な教科はコンピューター、インターネットなど新しい情報技術である。

③学習の動機、興味、効果

仕事関連の研修の主な効果は、職場で新しい仕事を割り当てられる、より重要な仕事が開拓できる、自分の職を安全にするという点であり、トレーニングによる恩恵を最も明らかにこうむっているのは最年長グループである。

また、労働者のほぼ2/3は、ここ数年間に

研修に参加したいと思っているが、その主な動機は、自己改革、自分の専門技術や能力の発展とグレードアップの必要からである。有業者も失業者も共にトレーニングに関心をもっている。

④教育・訓練を受ける際の障害と自己学習

社内研修への参加を阻む要因のうち5%が職場における時間の制約である。次は、会社が研修を企画しない、適当な研修プログラムの不足、興味あるトレーニングコースに参加するのは難しいという点などである。

有料の民間の成人教育参加を阻むものとしては、財政問題、教育施設の立地、交通の不便さの問題などがあげられている。

また、訓練内容の質に最も批判的な態度を示すのは、上級ホワイトカラー層と高等教育を受けた者たちである。したがって、この者たちの中から自己学習に移行する者もでる。現在、人口の1/5以上が公的な教育制度外で自己改革のための学習をしている。一番多い科目は情報技術であり、男性の方が女性より積極的である。

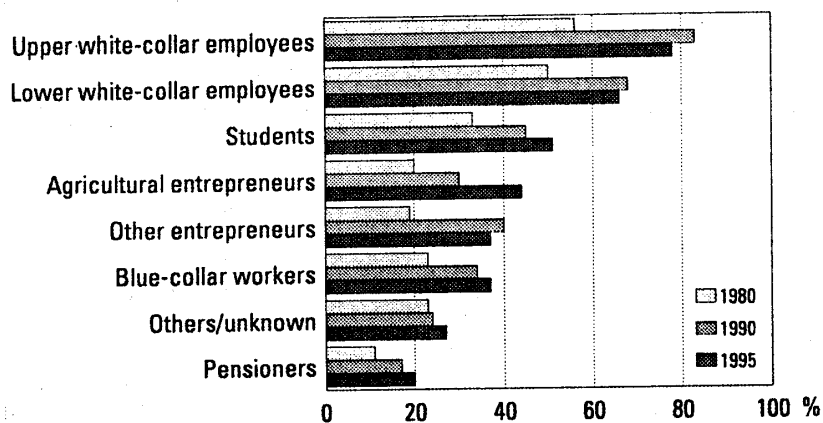
⑤成人教育の効果

図18にみられるように、フィンランドの社員研修への参加率は、OECD諸国の中で最高で、52%の社員が参加している。また、正規の教育制度内での社会人教育も増加している。こうして得た学力の中に外国語技術も入るが、3/4のフィンランド人が少なくとも一つの外国語を話すことができる。特に30代半ば以下の若い世代は大部分の人が話せ、全世代を平均すると女性の方が話せる人が多い(図19)。

なかでも、もう一つの公用語であるスウェーデン語よりも英語を話せる人が最も多く、そのレベルも通常会話が十分こなせる人以上が52%を占める(表10)。

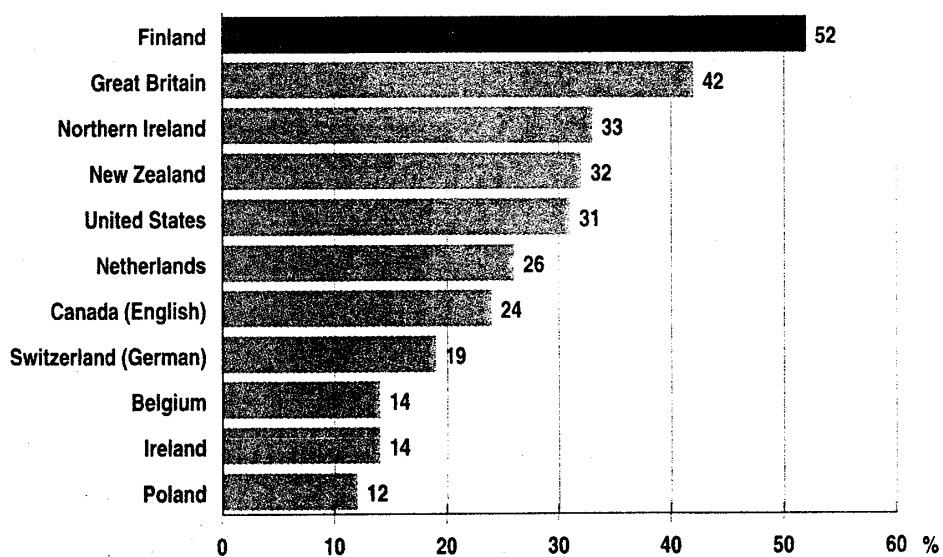
このようにして、得た技術や資格が職場で評価され、活用されるシステムや、それぞれの職種の裁量権と自己責任が確立されている

図17. 社会階層別成人教育参加の割合 1980—1995年



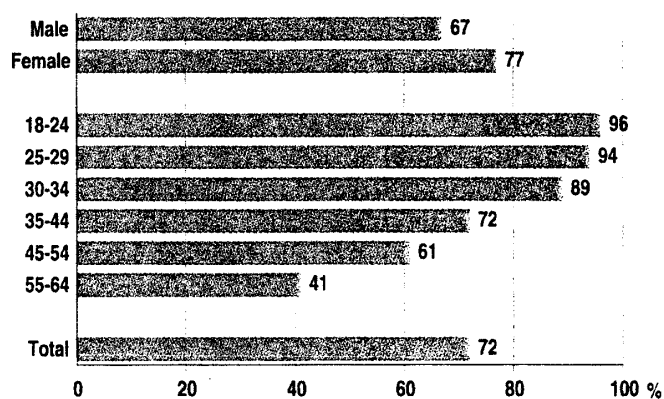
Source: Statistics Finland

図18. OECD諸国における会社後援の研修への参加割合 1994—95年(18—64歳)



Sources: Statistics Finland, AES95; OECD and Statistics Canada, IALS

図19. 性別, 年齢別, 外国語を最低1カ国語話せる人の割合, 1995年(18-64歳の人)



Source: Statistics Finland, AES95

表10. 熟達度別外国語スピーカーの割合 1995年(18-64歳の人)

Level of proficiency	English	Swedish	German	French	Russian
	%	%	%	%	%
Speak almost as a native	2	2	0	0	0
Can use the language fluently in public situations	11	3	1	0	0
Can cope well in the practical use of language	19	12	3	1	0
Can cope fairly well in ordinary spoken situations	20	21	9	2	1
Can cope in familiar routine situations	14	17	16	5	3
Cannot speak the language at all	34	45	71	92	95
Total	100	100	100	100	100

Foreign language = language other than mother tongue
0 = less than 0.5 can speak language

Source: Statistics Finland, AES95

ことなどが、学校制度における競争と選抜によるひずみを是正する働きをしているのではないかと考えられる。

おわりに

上述したように、両性の平等が、教育、政治などの分野ではかなりの程度達成されてきているフィンランドでも、雇用や賃金の点ではまだ大きなジェンダーによる偏りや格差がある。そして、その大きな理由にやはり家事、育児の負担というのがあげられている。この点に関わって、オランダやノルウェー、スウェーデンなど他のEU諸国では、旧来の性別役割分業も許容される女性のパートタイム就労の割合が高いことが注目される。

このパート職は日本の場合とは違って、時間が短いだけで、その分の収入は減るがそれ以外は正社員と全く同じ特典を持ち、同じように扱われるもので、本人も周囲の誰もが損をしない好ましい方策であるという主張がわが国でもなされている。しかし、果して、そのように簡単に考えていいものであろうか。少なくとも女性のパートタイム就労が全雇用女性労働者中の16%でしかないフィンランドの女性たちは、そのように考えてはいないのではないと思われる。

各国の対応の違いには、家事、育児を含む労働と人々の生き方、暮らし方の問題が大きく関係しているものと考えられ、今後、わが国でも人間らしい生き方、働き方とはどういうものかについての議論が具体的に必要になるだろう。また、フィンランドの男女平等法は積極的かつ具体的な内容と方策を備えたものであった。とりわけ、男女平等オンブズや男女平等局など、男女平等法の実効性を高めるチェック機関の重要性が今回の平等局訪問でも明らかとなった。このような男女平等実施のチェック機関を職場や学校や地域にも作っていくことが今後の日本の大きな課題となるであろう。

教育面では、女性の方が男性より高学歴になっており、それが女性の社会進出の裏づけにもなっていることや、高等教育機関への進学者にはジェンダー差より、社会階層による影響の方が大きいようだという事なども明らかにした。

また、学校と職業という点では後期中等教育の段階に旧い職業学校がまだ4割以上も残っており、その上に職業カレッジを設けて、現実のさまざまな職業に適応できるようなシステムになっている。

旧い”手の労働”と”頭の労働”のための教育という構図がそのままの形で残っているかなどは、職業学校と職業カレッジのカリキュラムと就職先の分析を待たなければならないが、半世紀以上前に単線型の教育システムに切り替えた日本とはかなり違った状況にあることだけは確かであろう。

さらに、この国の成人教育は職業関連の内容が主だが18～24歳の年齢層の42%が参加している。2年制の職業学校修了年齢の18歳頃から成人教育参加者として若者たちは統計上にあらわれてくるということであろうか。

1997年のフィンランド調査の時点では高校生のドラッグが問題になっていたが、今回の調査でも、書店で子どもたちの”非行”化に対する指導書のような絵入りのパンフレットが売られていた。子どもたちの健全な発達と自立のために、フィンランドでは学校と社会が子どもたちに対して職業教育も含め、どのような教育を提供しているのか、日本との比較も含め、具体的な内容に即した検討は今後の課題としたい。

註

- 1)『両性の平等と性の教育研修ツアー報告集』男女平等教育をすすめる全国ネットワーク, 1999年11月.
- 2) “Women and men in Finland 1999” Statistics Finland, Gender Statistics 7, フィンランド統計局, 1999年.
- 3) 北欧諸国の育児休暇制度の現状と議論については, 北欧閣僚評議会が提案して1995年4月にストックホルム郊外で開催された「北欧男性会議」の報告書に詳述されている. この訳書である『新しい男性像を求めてー北欧男性会議』北欧閣僚評議会報告, 女子栄養大学教育学研究室紀要2号, 1999年6月参照.
- 4) 「オランダ 21世紀へ走るーパート活用で失業病克服」『朝日新聞』2000年1月4日号参照.
- 5) 1)と同書, P48を参照.
- 6) 同上, P42を参照.
- 7) “Act on Equality between Women and Men” THE OFFICE OF THE OMBUDSMAN FOR EQUALITY, Ministry for Social Affairs and Health, 1998.
- 同法は, 1986年8月8日に国会で可決され, 翌87年1月1日から施行され, 95年に改正された.
- 8) 7)と同書, P5.
- 9) 7)と同書, P6.
- 10) 7)と同書, P11.
- 11) 前掲『新しい男性像を求めて』中では, 共同養育権問題と徴兵制は男性差別の制度だということで論議され, 解決されるべき課題としてあげられた. これを受けてフィンランドでは, 女性志願兵に関する法律が同95年に可決成立し, 翌96年に施行されている.
- 12) 『失業時代を生きる若者』竹内真一, 大月書店, 1990年, 参照.
- 13) 『女性の自立と子どもの発達ー北欧フィンランドに学ぶその両立への道』, 橋本紀子, 群羊社, (1982年)の中で詳述している.

- 14) “GENDER AND EDUCATIONAL POLICIES IN FINLAND” Elina Lahelma & Tuula Gordon, 1997年(未発表原稿)に, この間の内容が詳述されている.
- 15) “FRAMEWORK CURRICULUM FOR THE COMPREHENSIVE SCHOOL 1994” NATIONAL BOARD OF EDUCATION, P15.
- 16) 同上書, P17.
- 17) “FRAMEWORK CURRICULUM FOR THE SENIOR SECONDARY SCHOOL 1994” NATIONAL BOARD OF EDUCATION, P15, P21など.
- 18) 詳しくは拙稿「北欧の平等教育と平等教科書」『人間と教育』20号, 旬報社, 1998年, 参照.
- 19) 1)と同書, P38.
- 20) 同上.
- 21) “IS EQUALITY A REALITY IN THE FINNISH COMPREHENSIVE SCHOOLS?” NATIONAL BOARD OF EDUCATION, 1996, P12.
- 22) “COMPREHENSIVE SCHOOL IN FINLAND” NATIONAL BOARD OF EDUCATION, 1998, P20.
- 23) 22)と同書, P17.
- 24) 15)と同書, P28~29.
- 25) 22)と同書, P18, 99年8月に訪問したヘルシンキの“ノルマリリーセ”は, 平均9.2でなければ入学できない学校だと言っていた, 学校間格差があるということだ, 1)と同書, P32, 参照.
- 26) “UPPER SECONDARY SCHOOL IN FINLAND” NATIONAL BOARD OF EDUCATION, 1998, P7.
- 27) 26)と同書, P8.
- 28) 26)と同書, P11及び17)と同書, P32, 参照.
- 29) 17)と同書, P32.
- 30) 26)と同書, P13.
- 31) この調査は, 成人教育の参加問題について行われたフィンランド統計局による1980年, 1990年に次ぐ第3回目の調査である. これは, 文部省と共同して行われたもので, さらに, データ収集のための財政援助は労働省から受けている.